

# 宇陀市生涯学習振興指針

「いつでも 自由に学び

その学びを活かし

心豊かに生きる」

## 宇陀市教育委員会

### 1 はじめに

目まぐるしく変化する社会情勢の中、「市民一人一人が、心豊かに、健康で、生きがいのある人生を過ごす」ために、生涯にわたって、主体的に学習を継続することが求められています。また、教育基本法では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定され、社会教育や家庭教育、学校教育を包含する生涯学習の重要性が示されています。

そのため、宇陀市では、学校や家庭と地域が連携し、その活動や事業を実施するにあたり、その方向性や道筋を示し、心豊かで安心できる生涯学習社会の構築をめざすため、「宇陀市教育大綱」に基づく指針として策定いたしました。

### 2 目 標

- ◇ 生涯学習を総合的に推進するための環境づくりと啓発
- ◇ 正しい判断力を持ち、自他敬愛の精神に満ちた人間の育成
- ◇ 社会連帯意識と人権尊重の精神にもとづく民主的な社会の実現
- ◇ 自然や歴史を愛する心の育成と豊かな文化の創造
- ◇ 国際理解の深化と国際協調の推進

### 3 重点項目

#### (1) 生涯学習の促進

市民一人一人が社会の変化に柔軟に適応し、積極的に生きがいを求める豊かな人生を送れるよう、あらゆる年齢層に応じた学習内容の提供や学習機会の提供に努めます。また、多様なニーズに応じた施設機能の充実を図ります。

- 公民館事業の充実
- 図書館機能の拡充
- 自発的な学習意欲を喚起するために、宇陀自主放送やホームページ・広報紙などを活用した啓発活動の推進

#### (2) 生涯学習情報の充実

市民の学習活動を支援するために、学習に関する情報を整理し、市民のニーズに応じた分かりやすい情報提供に努めます。また、市民の学習意欲を具体的な生涯学習活動に結び付けていくため、学習情報、学習グループの紹介、学習方法など多様な相談に応じられるよう学習要望の相談体制の整備を図ります。

- 生涯学習活動情報の収集と円滑な提供
- 学習相談体制の充実
- 宇陀自主放送やホームページ・広報紙などを活用した情報提供の推進

#### (3) 社会教育推進体制の充実

社会教育関係者の資質の向上や、関係施設の活動内容の充実を図り、地域社会における社会教育の推進に努めます。

- 社会教育関係職員・指導者の資質の向上
- 公民館活動等の充実と自主グループの育成と支援
- 地域の教育力の醸成
- 学習の機会・情報の提供
- 社会教育団体の育成

#### (4) 青少年教育活動の充実

子どもを取りまく環境が大きく変化する中、地域で支えあい、育てあう活動を推進するとともに、青少年にさまざまな学習機会の場を提供し、リーダー養成やボランティア活動の支援に努めます。

- 幼保・小中学校・PTA・子ども会・各地域など全市的な「あいさつ運動」の推進
- 青少年の規律・規範意識の醸成に向けた活動の推進
- 子どもの安全・安心を守る学習機会の充実と健全育成に向けた環境づくり
- 子どもの読書活動と読み聞かせボランティア活動の推進
- 青少年活動団体の育成・指導
- 青少年の地域社会への積極的な参加の促進
- 有害図書等排除のため青少年健全育成協議会と連携し図書類取扱業者などへ

の立入調査

- 「地域と共にある学校づくり」の推進

## **(5) 家庭教育の充実**

家庭教育は基本的な生活習慣、倫理観、自立心、自制心など基本的な資質や能力を育成するものであり、「全ての教育の出発点である」という認識にたち、家庭教育の支援の充実に努めます。

- 家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実
- 子育て支援の充実と虐待事象に対する体制の充実
- 家庭・幼保・学校・地域の連携の促進
- 各種団体における親子活動の奨励と親子体験活動の展開

## **(6) 人権教育の推進**

全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めていくため、人権意識の高揚とその推進に努めます。

- 学校や家庭、関係機関・団体などと協力し、計画的・組織的な取組の推進
- 地域の教育力の活用と住民主体の地域づくりの支援
- 人権侵害を許さない市民意識の高揚を図る取り組み、及び啓発の充実
- 人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成
- 人権問題に関する情報提供、相談機会の充実

## **(7) 男女共同参画の推進**

男女が自らの意思により個性と能力が発揮できる社会を実現するために、男女共同参画の意識づくりを図り、社会活動への共同参画の促進や環境づくりに努めます。

- 男女共同参画の意識づくり
- 男女共同参画推進事業の充実

## **(8) 環境問題学習の推進**

市民の日常生活に起因する環境問題や自然環境の保護・保全についての意識を高め、健康で安全かつ快適な生活環境を確保するための学習機会の充実に努めます。

- 自然と共生する市民意識の醸成
- 省エネルギーの推進
- 都市生活型環境問題の学習機会の充実

## **(9) 国際交流の推進**

日本の文化・歴史・伝統を理解した上で、国際的な視野や感受性を養うために、外国語の習得、諸外国の文化・習慣・価値観等、国際理解のための学習や交流の

場を提供します。

- 自国の文化・歴史の理解や国際理解を深める学習機会の提供
- 国際交流活動の促進
- 国際化に対応した学習機会の充実
- 多文化共生の推進

#### (10) 芸術・文化活動の促進

市民一人一人が心の豊かさを実感するため、市民自らが行う文化・芸術活動を向上させるよう促進します。

- 芸術・文化活動の創造と振興
- 芸術・文化に関する鑑賞機会の充実

#### (11) 文化財の保全と活用

文化財の調査研究・収集・保護・保存・公開などを積極的に進めるとともに、関係機関と連携しながら、広く文化財の活用を図ります。また、民俗文化財の保存・伝承や、伝統芸能の保護・育成のための支援体制を充実させ、伝統文化に親しむ機会の提供に努めます。

- 文化財の保護・活用
- 伝統文化の継承
- ふるさとの歴史・文化資源の整備と充実
- 歴史や伝統文化に触れる学習機会の提供とボランティアの育成

#### (12) スポーツ・レクリエーションの充実

「いつでも・どこでも・だれでも」全ての市民がそれぞれのライフステージに応じて、気軽にスポーツに親しみながら健康で豊かな生活が送れるよう、生涯スポーツの推進に努めます。

- 生涯スポーツの機会や情報の提供
- 関係諸団体との協力・共働によるスポーツの振興
- 健康づくりの推進
- スポーツ団体の育成と指導者の養成、及び活用

#### (13) 学習成果と活用

公民館や文化会館・学校など発表の場の提供や、学習成果が適切に評価されるような多様な仕組みを整備します。

- スポーツ・文化活動等の指導に貢献した地域住民の顕彰
- 生涯学習の成果を発表する機会の充実